

# 広島県都市計画審議会

## 第1回都市政策部会議事録

- 1 日時 平成30年7月5日(木)14:00～15:53
- 2 場所 広島県庁北館2階 第2会議室(広島市中区基町10番52号)
- 3 出席委員 別紙のとおり
- 4 議題等 広島県都市計画制度運用方針の見直しについて
- 5 担当部署 広島県土木建築局都市計画課施設計画グループ  
(082)513-4117(ダイヤルイン)
- 6 議事録

### 目 次

1 開会.....	1
2 議事.....	4
(1) 部会長選出.....	4
(2) 都市計画の概要及び都市計画関連法の改正状況について.....	5
(3) 都市における課題・潮流について.....	12
(4) 広島県における都市の目指すべき将来像について.....	28
3 閉会.....	33

## 広島県都市計画審議会 第1回都市政策部会

### 1 開会

開会 14:00

○司会 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、広島県都市計画審議会 第1回 都市政策部会を開催いたします。

始めに、部会を傍聴される方々をお願いいたします。本日受付にて配布いたしました「傍聴に際しての遵守事項」について遵守していただきますようお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、都市建築技術審議官からごあいさつ申し上げます。

○友道幹事 広島県都市建築技術審議官の友道でございます。「第1回 都市政策部会」の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、委員の先生方におかれましては、ご多用のところご出席いただき、誠にありがとうございます。また、広島県の都市行政の推進につきまして、平素からご指導、ご協力を賜り、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、都市計画制度の運用の基本的な考え方を示す「都市計画制度運用方針」について、平成14年3月に、当時の社会情勢のもとで策定し、都市づくりの過程における透明化や都市計画制度の適確な運用と積極的な活用、県と市町における一層の連携と協働の実現等を目的に運用してまいりました。しかし、策定から15年以上が経過した現在では、社会情勢の変化等に十分な対応ができなくなっております。

このことから、本県の都市づくりにつきまして、改めて整理してまいりますとともに、目指すべき都市の将来像や、課題と対応方針を明確にする必要があると考えております。この見直しを進めるにあたり、昨年度の2月の都市計画審議会にお諮りし、当専門部会を設置したところでございます。当部会におきましては、様々な分野を代表する先生方からの専門的なご高見に加え、都市の利用者としてのご意見やご検討をいただきながら、本県が国内外から魅力ある地域として選ばれ、住み、働きたいと思える都市の実現に向け、方針策定を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

部会運営につきましては、何かと不備があろうかと存じますが、どうかお力添えを賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○司会 本日の会議時間は2時間を予定しております。

初めに、委員・幹事のご紹介をいたします。

渡部伸夫委員でございます

杉原委員でございます。

渡邊一成委員でございます。渡邊一成委員には、ご退任された塚本委員のご後任として、平成30年5月22日付けでご就任いただいております。

藤原委員でございます。

西名委員でございます。

太田委員でございます。

村田委員でございます。

平谷委員でございます。

川崎委員の代理で、中国地方整備局 地方事業評価管理官の中川様です。

坂井委員の代理で、中国四国農政局 課長補佐の渡邊様です。

川中委員の代理で、中国運輸局 専門官の村田様です。

次に幹事を紹介させていただきます。

小寺地域政策局長の代理で、來山地域振興部長でございます。

友道土木建築局都市建築技術審議官でございます。

お手元に資料-1として部会委員名簿をお配りしておりますので、ご参照いただければと思います。なお、原田委員、吉田委員は所用のためご欠席です。

次に資料の確認をお願いいたします。

本日お手元にお配りしておりますのは、会議次第、配席表、資料一覧、資料-1として部会委員名簿、資料-2 広島県都市計画制度運用方針の見直しに係る検討スケジュール、資料-3 見直しに係る検討フロー、資料-4 都市計画の概要、資料-5 都市計画関連法の改正状況、資料-6 都市における課題・潮流及び広島県における都市の目指すべき将来像、資料-7 都市における課題・潮流、参考資料1 広島県都市計画審議会条例、参考資料2 広島県都市計画審議会運営規定、参考資料3 第239回都市計画審議会付議案、参考資料4 運用方針の体系図(検討中)です。

資料のもれはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

議事に入ります前に、都市計画制度運用方針の見直しに係る諮問の経緯及び検討の進め方についてご説明いたします。

平成30年2月7日に開催しました第239回都市計画審議会において、「社会情勢の変化に対応した広島県都市計画制度運用方針の見直し」について付議し、見直しを行うことについて、審議会のご同意をいただいております。また、これと併せて、「都市政策部会」の設置について付議し、都市政策部会を中心として広島県都市計画制度運用方針の見直しを検討していただくことについて、ご同意をいただいております。

お手元の資料1の、都市政策部会の委員名簿をご覧ください。都市計画制度運用方針を見直し、答申を取りまとめるにあたっては、種々の分野にまたがる専門的なご検討及び議論が必要になることから、都市計画審議会委員としてご就任いただいている方のうち、学識経験者、国の行政機関、市町の長を部会の構成員とさせていただきます。

続いて、検討の進め方についてご説明します。資料2の都市計画制度運用方針の見直しに係る検討スケジュールをご覧ください。平成30年2月に付議しました都市計画制度運用方針については、部会を中心に検討し、市町や県庁内部関係部署と調整し、段階的に審議会へ報告しながら、平成31年度の上半期には答申をいただけるよう整理してまいりたいと考えております。部会の開催は、今回を第1回とし、全5回を予定しております。

続いて、検討の内容についてご説明します。お手元の資料3 都市計画制度運用方針の見直しに係る検討フローをご覧ください。都市計画制度運用方針の見直しにあたっては、先ほども説明いたしましたとおり、全5回の都市政策部会を通して検討してまいります。今回の第1回部会では、都市計画の概要や、今回の見直しの背景となる都市計画関連法の改正状況をご説明した後、都市における課題・潮流、広島県における都市の目指すべき将来像について、議論していただきたいと考えております。第2回部会では、今回の議論の結果を受け、将来像の実現に向けた課題について議論していただき、都市づくりの取組テーマ、運用方針の体系図、圏域設定など、新たな運用方針の根幹となる部分についてご検討いただく予定でございます。第3回部会では、具体の制度運用方策についてご検討いただく予定でございます。第4回では、以上3回の部会でご検討いただいた内容を反映した広島県都市計画制度運用方針の素案を作成し、その内容についてご検討いただく予定でございます。ご検討いただいた素案については、その後パブリックコメントを行います。パブリックコメントを受け、第5回部会にて、運用方針の報告案を作成し、来年度7月を目標に、都市計画審議会へ報告を行い、答申案の審議を行っていただく予定です。

次に、本日の部会の進行についてご説明いたします。

まず、始めに部会長を選出していただきます。なお、部会長選出までの議事進行についてですが、前回の審議会をもちまして、審議会会長の塚本委員がご退任されましたことから、現在会長が不在でございます。このため、審議会条例第4条第3項により、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとなっており、西名委員がこの会長代理に指名されておりますことから、部会長選出までの議事をお願いしたいと思います。

それでは、西名会長代理、よろしくお願いいたします。

## 2 議事

### (1) 部会長選出

○西名会長代理 部会長の選出が終了するまで議長を務めさせていただきます。お手元の会議次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は11名です。2分の1以上の出席となっておりますので、審議会運営規定 第11条第3項により、この会は有効に成立することをご報告いたします。

まず、議事録署名委員を指名させていただきます。今回は、村田委員と平谷委員にお願いいたします。

続きまして、部会長の選出を行いたいと思います。部会長は、審議会運営規定 第10条第1項により、部会に属する委員の互選により選出することとなっております。どなたかご推薦はございませんか。

○杉原委員 皆さまそれぞれにご見識のある方ばかりでいらっしゃいますが、交通政策・都市計画に関しまして幅広い知識をお持ちでいらっしゃいまして、国や地方自治体の各種会議へのご参画のご経験も豊かでいらっしゃいます藤原委員にお願いできたらと思います。藤原委員が適任であると思いますので、ご推薦申し上げたいと思います。

○西名会長代理 ありがとうございます。いま、藤原委員のご推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議なしとのお声がございましたので、藤原委員を部会長と決定させていただきたいと思  
います。

それでは、これからの議事進行につきましては、藤原部会長にお願いしたいと思います。  
どうぞよろしくお願いいたします。

○藤原部会長 ただ今部会長を拝命いたしました、広島大学の藤原でございます。始めに  
ごあいさつを申し上げたいと思います。

本部会は、広島県の都市計画制度の運用の基本的な考え方を示す都市計画制度運用  
方針について、ご議論をいただく部会であります。非常に重要な部会であると認識しており  
ます。私といたしましては、この部会長という職が重責ではありますが、全身全霊を尽  
くしまして、役職を果たしていきたいと思ひます。委員の皆様におかれましてもご協力をいた  
だきまして、スムーズに運営していきたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

まず、始めに、都市計画の概要及び都市計画関連法の改正状況につきまして、事務局か  
ら説明をいただきたいと思ひます。ご説明いただいた後に、質疑をいただきます。その後、  
本日の検討テーマであります、都市における課題・潮流、そして広島県における都市の目指  
すべき将来像について、事務局のご説明をいただいたのち、ご意見を頂戴したいと思ひま  
す。

それでは、事務局よりお願いいたします。

## (2) 都市計画の概要及び都市計画関連法の改正状況について

○事務局 広島県都市計画課長の菅島でございます。今日の議題であります運用方針の  
見直しについての具体的な説明の前に、都市計画全般についての概要と今の運用方針策  
定以降の主な都市計画関連法に関する改正状況等につきまして、少し駆け足になるかと思  
ひますがご説明します。

### 都市計画の概要

資料-4をご覧ください。各スライドの右下にあるスライド番号を使って、説明させて頂きま  
す。

スライド2をご覧ください。まず都市計画の概要ですが、都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設、市街地開発等に関する計画です。都市化を制御することなく放置した場合、様々な問題が発生します。

例えば、道路・下水道などの社会資本が整備されないままの環境の悪い市街地が形成される、無秩序に形成された市街地に、後追的に社会資本の整備を行うこととなり、非効率的な公共投資が余儀なくされる。土地の造成や建物の建築にあたっての規制が弱く、災害に脆弱な市街地形成や、用途の混乱、騒音、日照問題等が発生する。優良な農地や山林が潰され、農林業の衰退や自然環境の破壊につながる、といったことです。このような弊害を未然に防ぐため、都市計画で規制・誘導を行うものです。

スライド3をご覧ください。都市計画の基本理念は、農林漁業との健全な調和を図り、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、適正な制限のもと、土地の合理的な利用を図ることと定義されています。都市が無秩序に拡大することを防止するため、都市計画法と建築基準法等の法令により様々な規制を設けます。

スライド4は、都市計画制度の構成を示したものです。都市計画区域の中において、土地利用、都市施設及び市街地開発事業等に関する都市計画を定めます。

スライド5以降で、都市計画区域の指定状況を説明します。都市計画区域は、都市計画法、建築基準法等の関連法令の適用を受ける範囲として、県が指定する区域です。

スライド6をご覧ください。広島県内の都市計画区域です。現在、20の市や町に22の都市計画区域、一つの準都市計画区域を指定しています。

スライド7からは、都市マスタープランの説明です。都市計画マスタープランは個別の都市計画区域もしくは市町ごとに定められる、都市計画を決定する際の基本的な方針です。

スライド8をご覧ください。都市計画マスタープランとは、都市計画区域等を一体の都市として総合的に整備、開発、保全するための基本方針を示すもので、個別の都市計画はこれに即して決定されます。都市計画法では、都市計画区域マスタープラン及び市町都市計画マスタープランを定めることとされており、広島県ではこれらの上位計画として、圏域マスタープランを策定しています。圏域マスタープランでは生活・経済活動等の面での一定の結びつきを勘案し、県内に「広島圏」「備後圏」「備北圏」の3圏域を設定しています。

スライド9をご覧ください。都市計画区域マスタープランは、県が都市計画区域ごとに作成するもので、都市計画の目標や区域区分の有無、主要な都市計画の方針など広域・根幹的事項について定めています。市町マスタープランは、より地域に密着した都市計画の方針を

定める計画で、区域マスタープランに即して定められます。

スライド10からは土地利用について説明します。土地利用とは、都市における土地の合理的利用が図られるよう定められるもので、区域区分や地域地区などがあります。

スライド11で区域区分について説明します。区域区分とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を促進するため、都市計画区域を市街化区域、市街化調整区域に区分することです。これは、線引きとも呼ばれます。

スライド12をご覧ください。先ほどもお示しました県内の都市計画区域指定状況ですが、区域区分を定める都市計画区域、いわゆる線引き都市計画区域と、区域区分を定めない都市計画区域、いわゆる非線引き都市計画区域があります。また、都市計画区域外で一定の土地利用規制が必要な場合には、準都市計画区域が指定されることがあります。

スライド13以降、線引き都市計画区域について説明します。線引き都市計画区域では、すでに市街地を形成している区域や計画的に市街化を図る区域を市街化区域とし、市街化を抑制する区域を市街化調整区域としています。市街化調整区域は市街化を抑制するため、原則建築行為は認められておりません。線引き都市計画区域は、県内では広島市周辺の広島圏、福山市周辺の備後圏、東広島都市計画区域が該当します。

スライド14が、広島圏都市計画区域です。広島市を含む4市4町に指定されている線引き都市計画区域です。「中国地方の先進的な高次都市機能を担う中枢都市圏」と位置付けられています。

スライド15が東広島都市計画区域です。東広島市の一部に指定されている線引き都市計画区域で、「先端技術を創出する自然と調和した拠点都市」と位置付けられています。

スライド16が備後圏都市計画区域です。福山市、府中市、尾道市、三原市に指定されている線引き都市計画区域で、「地域の個性を生かした連携・交流によるネットワーク型拠点都市」と位置付けられています。

スライド17以降、非線引き都市計画区域について説明します。非線引き都市計画区域は、区域区分を行わず、用途地域等によって土地利用の規制を行う都市計画区域です。

スライド18にお示しするのが県内の非線引き都市計画区域です。広島県内に非線引き都市計画区域は19区域定められています。

スライド19は、準都市計画区域です。準都市計画区域は、都市計画区域外であっても活発な開発が予想され、一定の土地利用規制誘導が必要な区域に定められるもので、広島県内では広島市の一部、旧湯来町に指定されています。



スライド20が土地利用の一つである地域地区についての説明です。地域地区とは、自然条件や土地利用動向等を踏まえて、用途を適性に配分することにより、都市における住環境を保護し、商業等の利便増進を図ることを目的として定められるもので、用途地域など22種類の地域地区があります。

スライド21が、代表的な地域地区である用途地域です。用途地域は、用途の混在を防ぐことを目的として指定されるもので、住居・商業・工業・その他機能を適切に配分することで、土地利用上の区分を行い、容積率・建ぺい率、形態を規制して、目的に沿った建築物を誘導しようとするものです。

スライド22と23が用途地域の類型です。住居系のものが8地域、商業系が2地域、工業系が3地域、合計13地域の種類があります。

スライド24で実際に用途地域を定めている市町の例を示したものです。ここでは三原市を例として挙げています。拠点となる駅周辺に商業系用途が定められ、沿岸部には工業系用途地域が定められています。中心市街地から離れるに従い、住居系の用途地域を定められていることが見られます。

スライド25をご覧ください。用途地域以外にも、風致地区、臨港地区など、21種類の地域地区があります。

スライド26以降、都市施設の説明です。

スライド27をご覧ください。都市施設とは、道路、公園、下水道などの公共施設で、土地利用や将来的な交通の見通し等を勘案し、必要なものについて都市計画で定めていきます。

スライド28は、実際に定められている都市計画道路の例です。場所は東広島市西条駅前のブルーバールです。

スライド29にお示ししているのが、実際の写真と、都市計画道路の区域です。

スライド30は都市計画公園の例です。エディオンスタジアムと呼ばれている広島広域公園です。

スライド31がその実際の写真です。

スライド32以降、市街地開発事業の説明です。市街地開発事業とは、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進により、健全な市街地を形成することを目的として定められる都市計画です。

スライド33をご覧ください。県内において定められている市街地開発事業には、土地区画

整理事業、新住宅市街地開発事業、市街地再開発事業があります。

スライド34で、市街地再開発事業について説明いたします。老朽化した建築物が密集している市街地などで、細分化された敷地を統合し、中高層ビルの建設を行うことで、公園や道路などの公共施設の整備を可能にする事業です。土地や建物について権利を持っている人は、それぞれの権利に応じて、新しく建設されたビルと敷地に権利が置き換えられます。福山駅前の市街地再開発事業の事例を示しています。

スライド35からは、地区計画制度について説明いたします。

スライド36をご覧ください。地区計画とは、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、地区の特性に応じ、施設や建物、土地利用の細かなルールを定め、建築物を規制・誘導します。

スライド37は、地区計画のイメージです。この例では、“良好な住環境の保存”、“商店街の活性化”、“土地の高度利用”の3つの方針ごとに区域内を区分し、それぞれの区分ごとに建築物の用途制限や高さ規制、公園や道路などの地区施設の配置や規模を定めています。

スライド38は開発許可制度の説明です。開発許可制度とは、都市計画区域内の無秩序な市街化をおさえ、適正な市街地の形成を実現するため、建築行為などを規制・誘導する制度です。

スライド39は、市街化調整区域における開発許可について、広島県の定める基準を説明したものです。県の条例で、市街化区域近辺では、一定の条件を満たす場合は、市街化調整区域であっても住宅等の建築を認めています。

以上、駆け足となりましたが、都市計画制度の概要についての説明です。

## 都市計画関連法の改正状況

続きまして、資料-5によりまして、都市計画関連法制の改正状況等についてご説明します。

まずは資料-5の一番後ろに付けておりますA3の表を見ていただけたらと思います。現都市計画制度運用方針策定以降の関連法制の改正の経緯と改正の概要です。都市計画決定権限の移譲、都市計画の手続き、土地利用・まちづくり、開発許可制度、再開発の5項目に分類し整理しています。

それでは最初に戻りまして、少し詳細に説明いたします。

スライド2をご覧ください。都市計画決定の権限については、昭和43年に現行の都市計画法が施行されて以降、国から県、県から市町への権限移譲が進められてきました。特に平成23年の第一次、第二次地方分権一括法により、県から市町へ、また政令市に対し、一定規模のものの決定権限が移譲されています。

スライド3をご覧ください。その結果、広島県における都市計画決定・変更の件数ですが、県決定から基礎自治体である市町決定に決定権限が移譲されている状況が見られます。

スライド4では、都市計画決定の手続きの変遷を説明します。都市計画の手続きに関して大きな変化として、土地所有者等が自ら都市計画を提案できる都市計画提案制度が、平成14年に創設されました。平成18年の法改正では、大規模商業施設等の立地などの広域調整を行うため、都道府県の広域調整機能が強化されました。

スライド5は、先ほど説明した都市計画提案制度です。地域住民等のまちづくりの動きを都市計画に積極的に取り込むことを目的として創設されたものです。地域住民等の提案に対し、地方公共団体は必要性を判断し、手続きを進めることが定められました。

スライド6は、市町が都市計画を定める際の手続きを示しています。平成23年の法改正以降は、市においては、市決定案件の都市計画決定に際し、従来必要であった知事同意が不要となるなど、自治体の主体性が強化されました。

スライド7は、土地利用・まちづくりと開発許可制度の変遷を示しています。平成16年に施行された景観法により、開発許可の基準に、景観計画で定める基準を追加することが可能になりました。平成18年のまちづくり三法の改正では、郊外型の大規模店舗の立地が大きく制限されました。平成26年度の都市再生特別措置法の改正では、立地適正化計画制度が創設されました。平成27年には、都市農業振興基本法が施行され、それまで宅地化すべきものとされていた都市農地が都市へあるべきものへと転換されました。

スライド8は、景観法に関する説明です。景観法は、良好な景観の形成の促進を目的として定められたもので、都市計画として景観地区を定めることができます。この例は、尾道市の景観地区について示したものです。建築物等のデザインや色彩、建築物の高さを制限しています。

スライド9をご覧ください。平成18年に行われた大きな法改正である「まちづくり3法」の改正について説明します。まちづくり3法とは、大規模小売店舗立地法いわゆる大店立地法、中心市街地活性化法、都市計画法を指します。人口減少・超高齢社会を迎える今後のまちづくりの方向性として「様々な都市機能がコンパクトに集約した、歩いて暮らせるまちづくり」

が示され、関連法が整備されたものです。

スライド10をご覧ください。コンパクトなまちづくりの実現には、都市機能の無秩序な拡散防止、中心市街地への都市機能の集約、両輪で取り組むことが必要とされています。都市機能の無秩序な拡散防止のために、大規模集客施設の立地規制や、大規模集客施設が立地する場合の手続きについて変更しています。

スライド11は、平成26年の都市再生特別措置法の改正により創設された、立地適正化計画制度です。立地適正化計画とは、「コンパクトプラスネットワーク」の考えにより、安心できる生活環境の実現と持続可能な都市経営を進めていくために策定するものです。立地適正化計画では、将来的な人口減社会を見据えた居住誘導区域と、都市機能を集約するための都市機能誘導区域を定めます。

スライド12は、平成27年の都市農業振興基本法です。都市内農地等は、従来、宅地化されるべきものとされてきましたが、近年の都市住民のライフスタイルの変化や防災意識の高まりを受け、都市農地を緑地や災害時の避難場所として期待し、都市にあるべきものとして考え方を転換し、計画的な保全を図ることとしたものです。

スライド13は、都市の再開発に関する変遷です。都市の再開発を行う手法である市街地再開発事業が、平成14年の都市再生特別措置法の施行、平成27年度の改正等で、より自由度の高い都市計画を定めることが可能になっています。

スライド14は、都市再生特別措置法についての説明です。都市再生特別措置法は、都市が拡散する「都市化社会」から、産業・文化等の活動が都市を共有の場として展開する「都市型社会」へと都市構造が移行し、都市再生の重要性が広く認識されるようになったことから、平成14年に制定されました。これを活用し、県内で適用されている制度として、都市再生緊急整備地域があります。都市再生緊急整備地域とは、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で指定する地域であり、広島県内では、広島駅周辺地域と福山駅南地域の2箇所が指定されています。

都市計画関連法の改正状況についての説明は以上になります。以上で説明を終わります。

○藤原部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今ご説明いただきました内容につきまして、何かご質問等ありましたらうかがいたいと思いますがどうでしょうか。

大体、皆さん専門家でいらっしゃるから、この辺りは大丈夫ということによろしいでしょ

うか。

(質問等, なし)

はい, ありがとうございます。

続きまして, 本日の検討テーマであります, 都市における課題・潮流及び広島県における都市の目指すべき将来像, これにつきまして, 事務局から説明をお願いいたします。

### (3) 都市における課題・潮流について

○事務局 都市圏魅力づくり推進課長の岡田でございます。よろしく願いいたします。それでは, 都市における課題・潮流及び広島県における都市の目指すべき将来像について説明させていただきます。

それでは, 本日の検討テーマとなります“都市における課題・潮流”と, “広島県における都市の目指すべき将来像”について, ご説明します。

資料6をご覧ください。この資料では, 左から, 都市における課題・潮流, 都市の目指すべき将来像, 上位関連計画などを整理しております。都市の目指すべき将来像を設定するため, 広島県の基本理念である『将来にわたって「広島に生まれ, 育ち, 住み, 働いてよかった」と心から思える広島の実現』を踏まえ, 都市にかかわる課題・潮流を把握した上で, 都市の目指すべき将来像を設定しました。

まず, 簡単に全体像をご説明させていただきます。左側の, 都市における課題・潮流からご説明します。都市も含め全県的な昨今の大きな潮流として, 「急速に進む人口減少」と, 「大規模化する自然災害」の2点が挙げられます。これらを背景に次の3つの視点から整理しました。

まず, 人口減少・超高齢社会の到来により, 都市の構造が大きく変化していることから, 1つ目の視点として「都市構造の視点」, 次に人口減少社会において, 行政サービスや地域産業などを維持し, 活力を生み出していくためには, 県外から人を呼び込むとともに, 広島県に住んでいる人たちが今後も住み続けたいとお願いいただくことが重要であると考えております。こうしたことから, 2つ目の視点として, 「国内外から魅力ある地域として選ばれるための視点」, 3つ目の視点として「県民1人1人が地域に愛着と誇りを持ち, 住み続けるための視点」としました。

こうした課題・潮流を踏まえ、都市の目指すべき将来像として、  
「コンパクト＋ネットワーク型の都市」  
「活力を生み出す」  
「魅力あふれる」  
「安全・安心に暮らせる」  
「住民主体のまちづくりが進む」  
という5つの「都市の目指すべき将来像」を掲げております。

それでは、まず、課題・潮流について、詳細に説明させていただきます。2ページをご覧ください。一口に都市といいましても、広島市の都心部と中山間地域の市町における市街地では、起きている現象や課題が異なります。そのため、先ほどの都市構造などの3つの視点からなる潮流・課題について、県全域と、都市の規模などを踏まえて都市を大きく3つに区分しております。まずは、広島県を牽引する広島市及び備後圏域を牽引する福山市の中心部における広域拠点都市、次に、広島市、福山市の中心部以外の拠点や、呉市・三次市などの各市町の中心部における地域拠点都市、最後に、各市町の中心部以外の拠点などとして、その他の拠点に区分して整理しております。

それでは、最初の視点である都市構造の視点からご説明します。ここで資料6に加え、資料7をお手元にご準備ください。資料7には県全域の視点の課題・潮流として整理した事項に関し、参考とした各種データを取りまとめております。A3の資料が2つ並ぶ形で開きづらいとは思いますが、合わせてご覧いただければと思います。

それでは、資料6の2ページからご説明させていただきます。県全域の視点からご説明します。

1点目、高度経済成長期における急激な人口増加やモータリゼーションの進展などにより、拡散した市街地が形成されてきましたが、近年の人口減少、少子高齢化の進展により、未利用地が増加し、都市のスポンジ化が顕在化しております。

資料7の1ページをご覧ください。自動車の保有台数は増え続けております。また、宅地需要に伴い、市街化区域は拡大しております。こうした中、広島県の人口は、平成10年をピークに減少が続いており、平成20年度ごろからは減少幅が拡大傾向にございます。

資料7の3ページをご覧ください。法人が所有する土地は、空き地や低未利用地が、ともに増加しており、広島市都心部においても、コインパーキングなどの平面駐車場が散在して

おります。

資料6にお戻りください。

2点目、大規模商業施設の市街地郊外での立地や、消費行動の変化により中心市街地が衰退しております。

資料7の5ページをご覧ください。大規模商業施設の郊外への立地が引き続き行われており、広島市内でも、紙屋町・八丁堀といった中心市街地で買い物をする人の割合は減少しているのが見て取れます。

資料6にお戻りください。

3点目、広域的な都市機能の拡散は、非効率な公共投資を招き、厳しい財政状況をさらに圧迫するおそれがあります。

資料7の6ページをご覧ください。広島県の建設投資額は、平成3年をピークに減少傾向にあります。国債・県債の発行残高は増加が続いており、厳しい財政状況が続いております。

資料6にお戻りください。

4点目、人口減少やモータリゼーションが進展する中、特に地方部においては、公共交通機関の輸送人員の減少により、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が懸念されております。

資料7の7ページをご覧ください。公共交通、バスや鉄道などがございますが、この輸送人員、乗降客数の推移です。バスの輸送人員は減少傾向が続いており、鉄道では、特に中山間地域を中心に大きく減少しております。

資料6でご説明させていただきます。次に、都市の区分別に主なものを申し上げます。

まず、広域拠点都市です。広島市の中心部では、先ほどもグラフがございましたように、大規模商業施設の郊外立地により、紙屋町・八丁堀地区及び広島駅周辺地区の商業施設の利用が減少しており、商業集積地として必要な密度の確保が懸念されます。また、商業用としてゾーニングされている商業機能が集積する相生通りや、平和大通りでも、現行の用途規制では低層階を含む全体が住居となる中高層マンションへの建替えが目立ち、商業機能の連続性が確保されず、賑わいの低下が懸念されます。福山市の中心部では、商業機能の集積地として、必要な密度が低下している福山駅前では、コインパーキングの散在や、遊休不動産の増加など、都市のスポンジ化が顕在化しております。また、商業用途としてゾーニングされ、商業機能の集積が必要な福山市の中心部では、郊外型店舗の進出などによ

り、福山駅前の大型商業施設が撤退したまま遊休化し、商業施設が集積されず、賑わいの低下が懸念されております。

次に、地域拠点都市です。市街地の拡散や、人口減少による低未利用地の増加に伴う都市の低密度化、中心市街地の衰退、都市機能も拡散による非効率な公共投資、車への依存度の高さなどの課題があります。

最後のその他の拠点です。人口減少が進み、市場に流通しない空き家や空き地が増加するなど、一層深刻な都市の低密度化、車への過度な依存や公共交通の衰退といった課題がございます。

資料6、3ページをご覧ください。次に、国内外から魅力ある地域として選ばれるための視点です。この視点から見た課題・潮流として、大きく、都市間競争の激化と、次ページの交流人口の増加の2点が挙げられます。まず、都市間競争の激化について、でございます。県全域の視点をご覧ください。

まず広島県は、京阪神・九州の中間点に位置しており、中四国を牽引するためには、広島市や福山市が中枢都市として選ばれるための有効な施策の展開が求められています。

次に、企業の転出超過が続いており、企業活動を支える交通・物流インフラや都市機能等の充実強化が求められています。

資料7の8ページをご覧ください。企業の転出超過が続いており、2014年までの10年間では56企業の転出超過であり、全国ワースト5位の水準となっております。

資料7の9ページをご覧ください。交通・物流インフラの状況でございます。尾道松江線の開通により、井桁状の高速道路ネットワークが完成しましたが、未だ未着手の道路も多くあり、今後もインフラや都市機能の整備をしていく必要がございます。

資料6にお戻りください。

3点目、平地が少なく、インターチェンジや幹線道路などの立地条件の良い企業用地の確保が困難な都市もございます。

4点目、U、Iターンによる移住・定住対策が求められています。

資料7の10ページをご覧ください。東京・大阪圏在住で広島県出身の若者のUターン希望者は7割にものぼり、こうした希望者をしっかりと取り込んでいく必要があると考えています。

資料6にお戻りください。



これらの都市を、先ほど言いました区分別に見ていきたいと思えます。まず、広域拠点都市です。広島市の中心部では、札仙広福と呼ばれる地域の拠点都市と比較すると、MICEの開催件数が少ないことや、福岡市・仙台市と比較して総合大学の移転などにより若者人口が少ない状況にあり、都市機能の都心への集積が求められています。

福山市の中心部でも同様に、都市機能の都心部への集積が求められています。また、駅前の事業所の長期的な減少が続いております。

次に、地域拠点都市、その他の拠点都市です。企業活動を支える交通・物流インフラや、都市機能の充実・強化が求められており、特に、その他の拠点においては、多様なワークスタイルに対応した高度情報通信インフラの整備や、都心との移動を容易にする交通機能の強化が求められています。

資料6の4ページをご覧ください。続いて、交流人口の増加について、でございます。県全域の視点をご覧ください。

1点目、全国的に観光客が増加していることを契機とし、さらに観光客を増大させるためには、観光資源や地域特性を生かした魅力的なまちづくりが求められています。

資料7の11ページをご覧ください。本県への観光客は、近年、増加を続けており、特に外国人観光客は大幅に増加しております。

資料6にお戻りください。

2点目、多様な人材を惹き付ける質の高い魅力的な空間の形成、これは、建物の高さがそろっているなどの洗練された都市景観や、セットバックによる公共空間の活用などを指しておりますが、こういった形の魅力的な空間の形成が求められています。

資料7の12ページをご覧ください。景観計画を策定している市町は、そこにありますように6市町でございます。

資料7の13ページをご覧ください。総合設計制度による許可件数は、大都市圏での許可件数に比べ少ない状況となっております。総合設計制度とは、一定の要件を満たす建築物に対して、歩行者のための自由通路や公開空地を設ける場合に、容積率や高さ制限などが緩和される制度のことでございます。

資料6にお戻りください。

3点目、フリーWi-Fiなどの情報通信環境や、ホテルの客室数の不足など、観光客の受け入れ環境の整備が求められています。

資料7の14ページをご覧ください。県内観光地への満足度調査の結果では、地元の人のホスピタリティや、フリーWi-Fiなどの情報通信環境について、満足度が低くなっております。また、ホテル客室数は札幌で比べると少なくなっております。一方、稼働率は全国と比べて高く、80%前後で推移しており、客室数が不足している状況がうかがえます。

資料7の15ページをご覧ください。ボランティアガイド・通訳案内士の数が観光客数の割に少なくなっております。

資料6にお戻りください。

これらを都市の区分別に見ますと、まず、広域拠点都市でございますが、広島市中心部では、広島の平和に関するシンボル性を生かし、広島平和記念公園への来場者が、本通りなどへ回遊する施策展開や、周辺地域への消費行動に転換できるようなまちづくりが必要とされています。福山市中心部では、福山市の観光業は尾道市や廿日市市、広島市と比較して、市外からの集客に弱い傾向にあり、地域資源を活用し、観光消費を呼び込む取組みが必要とされています。また、両市において、洗練された都市景観、セットバックによる公共空間の活用などが求められています。

次に、地域拠点都市です。景勝地である宮島では、観光客数は増加していますが、宿泊や消費行動に十分反映されていません。また、尾道市や竹原市などの観光資源を有する都市においては、都市間の回遊性などを向上させるための連携が求められています。

最後に、その他の拠点です。古い街なみや、中山間地域の農家住宅、古民家のリノベーションなど、観光資源や地域特性を活用したまちづくりが求められております。

資料6の5ページをご覧ください。続いて、県民一人一人が地域に愛着と誇りを持ち、住み続けるための視点です。この視点から見た課題として、地域経済の縮小、日常生活サービスの維持・向上、災害・地球環境問題、住民ニーズや価値観の多様化の4点を挙げております。

まず、地域経済の縮小について、県全域の視点をご覧ください。1点目、企業の県外流出が進むことにより、労働市場は縮小に向かい、失業と人口の流出が起これ、そのことがさらに地域経済の縮小を招くおそれがございます。

資料7の16ページをご覧ください。「卸・小売業」、「製造業」の事業者・従業員数は減少傾向にあります。また、20～29歳の若者は、平成8年以降、転出超過となっており、「就職」を理由とする移動者も、転出超過の状況となっております。

資料6にお戻りください。

2点目、生産年齢人口の減少や市場規模の縮小が避けられない中、経済が持続的に成長していくためには、イノベーションを通じて生産性を高め、新たな価値を創出していくことが求められております。

資料7の17ページをご覧ください。生産年齢人口は、平成5年をピークに減少しております。また、県内の就業者数も平成7年をピークに減少傾向にあります。一方、製造品出荷額は、平成14年を底に回復基調にあります。

18ページをご覧ください。県内総生産についても、平成21年を底に回復基調でございます。

資料6にお戻りください。これらを都市の区分別に見ます。まず、広域拠点都市です。広島市の中心部では、大規模商業施設の市街地郊外での立地や消費行動の変化により、紙屋町・八丁堀の買い物客が減少傾向にあります。福山市の中心部では、郊外の小売店舗の立地に伴い、福山駅周辺の流動客の減少傾向が続き、地価公示価格が減少しております。特に、その他の拠点では、地域の基幹産業である農林水産業などの衰退や、雇用の場の減少が深刻であり、さらなる人口減少を招くおそれがございます。

続いて日常サービスの維持・向上について、でございます。県全域の視点をご覧ください。人口減少によって、日常生活サービス、小売・飲食・娯楽・医療機関などを指しておりますが、こうした日常生活サービスの立地に必要な人口規模を割り込む場合には、地域からサービス産業の撤退が進み、生活に必要な商品やサービスを入手することが困難になるなど、日々の生活が不便になるおそれがございます。

資料7の19ページをご覧ください。県内の生活サービス施設などの動向を見ますと、特に飲食店、小売店、小学校などが減少しています。

資料6にお戻りください。都市の区分別に見ますと、特に地域拠点都市やその他の拠点では、日常サービスの維持が課題となっております。地域拠点都市では、都市辺縁部の住宅団地が一斉に高齢化し、人口減少により、日常サービスの立地に必要な人口規模を割り込む場合には、地域からサービス産業が撤退するおそれがあります。また、その他の拠点では、さらに進行した人口減少により、サービス産業の撤退が進んでいる地域がございます。

資料6の6ページをご覧ください。続いて、災害・地球環境問題について、でございます。県全域の視点をご覧ください。

1点目、近年の大規模災害により、災害に対する意識は高まっています。また、災害リスク

の高い地域に市街地が存在している状況が顕著になり、本県の脆弱な都市構造が浮き彫りとなってきております。

資料7の20ページをご覧ください。近年の大規模災害の発生状況、また、こうした大規模災害の発生を受け、県内における自主防災組織の組織率は増加傾向にあります。

資料6にお戻りください。

2点目、地球温暖化に起因する異常気象が頻発していることなどにより、地球環境問題への意識が高まってきており、環境に配慮したまちづくりが求められております。

最後に、住民ニーズや価値観の多様化について、でございます。県全域の視点をご覧ください。

1点目、社会は成長期から成熟期へと移行し、これからのまちづくりは、量的な供給より、地域特性を重視するなど、質を高めることが必要となっておりますが、行政主導の画一的、公平なまちづくりでは、住民の多様化したニーズを踏まえたきめ細やかな対応が困難になってきております。

2点目、住民の多様化したニーズを踏まえ、地域への愛着や満足度の高いまちづくりを進めるためには、地域のことを一番よく知る住民が、主体的にまちづくりに取り組むことが求められています。

資料7の27ページをご覧ください。国民の社会への貢献意識は年々高まってきていることがうかがえます。

28ページをご覧ください。ボランティア活動に参加した分野で、まちづくり・まちおこし分野が多くなっており、ラブリバー、マイロードともに、参加団体・人数が近年大幅に増加してきております。

資料6にお戻りください。

3点目、住民等のまちづくりへの機運が高まる中、「つくること」、開発することだけでなく、「育てること」、維持管理や運営でございますが、こうしたことの必要性が認識されるようになってきており、エリアマネジメントによるまちづくりが求められております。エリアマネジメントとは、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者などが主体的に地域づくりを進める取組みのことでございます。こうしたエリアマネジメントは県内全域で求められていますが、都市の区分別に見ますと、特に、広域拠点都市において、広島市の中心部では、広島駅周辺地区において、広島駅周辺まちづくり協議会などのエリアマネジメント組織が設立され、住民や事業者主導のまちづくりが進められており、この

取組みを紙屋町・八丁堀など、都心全体に拡大させることが求められております。また、福山市の中心部でも、駅前におけるエリアマネジメント組織設立に向けた取組みが進められています。

以上、都市における課題・潮流について、代表的なものを、都市の規模などにより区分して、説明させていただきました。

資料6の1ページにお戻りください。

以上のような都市における課題・潮流を踏まえ、設定しました都市の目指すべき5つの将来像について説明します。

まず、「低密度に拡散した市街地」という課題に対応するためには、日常生活機能の集約と公共交通によるアクセスの確保、都市機能の拠点間ネットワークの形成による周辺地域同士の、適切な機能分担を行う必要があります。こうしたことから「コンパクト＋ネットワーク型の都市」を設定しました。

次に、「都市間競争の激化」、「交流人口の増加」、「地域経済の縮小」という課題に対応するため、「活力を生み出す都市」及び「魅力あふれる都市」という2つの将来像を設定しました。

1つ目の「活力を生み出す都市」とは、経済成長を促進する、魅力ある雇用・労働環境が創出される都市を目指すものです。特に、広島市・福山市においては、広域連携中枢都市圏の中核都市を中心とした、高次都市機能の集積・強化により、本県だけでなく、中四国地方の発展を牽引する都市を目指すものとしております。

2つ目の「魅力あふれる都市」とは、イノベーションの原動力となる多様な人材をひきつける魅力的な環境や、地域の豊かな自然、歴史・文化などの資源を活かした、多様な人材を呼び込む環境が整備・創出されている都市を目指すものです。

次に、「日常サービスの維持・向上」「災害・地球環境問題」という課題に対応するため、将来像として「安全・安心に暮らせる都市」を設定しました。これは、日常生活機能が維持された、だれもが安心して暮らせる居住空間の形成、県民、自主防災組織、行政などが一体となった総合的な防災・減災対策による生命、身体及び財産の保護、エネルギーの面的利用や都市内緑地の推進などによる、都市の低炭素化に向けた取組みが推進されている都市を目指すものです。

最後に、「住民ニーズや価値観の多様化」という課題に対応するため、住民の多様なニー

ズに対応した、主体的なまちづくりを行う人材の育成と、活躍できる環境の整備や、住民主体の活動を支える体制や基盤の整備を進める必要があることから、将来像として「住民主体のまちづくりが進む都市」を設定しました。

資料の中央上部の図をご覧ください。この図は、これらの5つの都市の目指すべき将来像の関係を示したものです。「コンパクト＋ネットワーク型」の構造の中で、「魅力」、「活力」、「安全・安心」という質と機能を持った都市を、「住民が主体となって支える」という関係を示しています。

なお、これらの将来像の検討にあたっては、一番右側の欄で整理しておりますとおり、上位関連計画との整合を図っています。

以上が、事務局において検討しました、“都市における課題・潮流”，及び“広島県における都市の目指すべき将来像”でございます。我々が十分認識していない部分もあろうかと思えます。貴重なご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○藤原部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今ご説明いただきました内容につきまして、しばらく時間を取って議論したいと思えます。

2つお話をいただきましたので、まず1つめの都市の課題と潮流について、都市の構造の視点、県外の方の視点、県民の方の視点から課題を整理したものでございました。これらの視点の追加のご提案、あるいは疑問点など、どのようなことでも結構ですので、ご発言をいただきたいと思えます。できるだけ皆さん、一言ずつでもご発言いただきますようお願いいたします。20分間くらい時間がありそうです。

どの視点からでも結構ですので、よろしく願いいたします。皆さん、どうでしょうか。

○太田委員 大変、多角的にお知らせくださり、ありがとうございました。いくつかポイント、重点というのを考えたいので、そのために質問します。結局、少子化で、高齢化で、企業の転出も進んでいる、そういうことなのに、資料7の18ページで県内総生産が回復基調にあると言われているのですが、その県内総生産の回復基調の原因、主因といえますか、主な理由というのは観光業ということになりますか。

○事務局 いろいろな要因があるだろうと思うのですが、回復基調の前のところは、リーマンショック等によって世界的に経済が落ち込んで、そこから上がってきているというところが一つあると思えます。その中で、いまおっしゃった観光業というのは、全国的に見てもかなり観

光客数が日本に入ってきている中で、国全体として観光業に取り組まれているという中で、これからも全体を支えていく大きな産業になっていくと考えておりました、こういったところがしっかり下支えをしてくれているというところもあろうかと思えます。でもこういった中で、今回お話しさせていただいているのは、さらに付加価値の高いような取組みを進めていくという意味合いで、イノベーションを積極的におこしていくというような取組みで、これまでにない新しい価値を生み出していくことも必要なのではないかと考えているところでございます。

○太田委員 もう一つお尋ねします。資料6の3ページにあったと思うのですが、企業の転出超過、その理由としては、公共交通アクセスとかインフラが整備されていないということが、県として分析された主な理由ですか。

○事務局 もちろんそれも一つだと思っておりますが、一つは地理的なものもあるだろうと思っております。やはり関西や九州の福岡というかなり発展されているところに引っ張られている中で、支店経済というものが少し変わってきているということ、それから岡山という存在がある中で、岡山に企業を移していらっしゃるところも多くあると。こういった中で企業の動きが出てきているものだと捉えております。

○太田委員 ありがとうございます。

○藤原部会長 ほかにいかがでしょうか。

○渡邊委員 2つあります。1つ目は、ここで議論している都市の目指すべき将来像の「都市」って何なのだろうと、最初からずっとわからないところがありまして、ご承知のとおり、都市計画法に基づく都市計画というのは、都市計画区域内の議論をするというのが前提になっていて、その「都市」といつているのか、それとも、もっとざっくりとしていて、田舎と都市の「都市」なのか。その辺のところ、ずっと説明を聞いていながら私はわかっていなかったもので、考え方を教えていただければというのが1つ目です。

もう一つは、私はいま福山に住んでいて、「福山」と一言でいわれても山の方もあれば海の方もあり、地区特性が非常に多様化してきていることがあります。その背景として、1つは市町村合併がかなり行われてきていて、実は福山の中の沼隈の人はまったく福山だとは思ってなくて、相変わらず沼隈だと思っているとか、何かそういう地区特性、地区の多様化というのはすごくあると思うので、その辺を少し考慮しなくてはいけないのかなということ、それから人口密度もかなり低くなっているの、そこをどうするかということ、それから、いわゆる市街化区域ではなく、そもそも市街化調整区域の中にたくさん人がお住まいになっていて、その状態が変わっていないと。本来であれば、調整区域から市街化区域の中に移り住んで

いただいて、その結果、人口密度が高くなるというのが望ましいのですが、そうはなっていないという、そういう都市の作られ方があって、そういった地区の多様性みたいなところをこれからどうとらえようとされているのか。すいません、ざっくりとした質問で大変恐縮なのですが、2つほど気になったところがありましたので申し上げます。

○事務局 最初の「都市とは」というのが非常に難しいところなのですが、もちろん都市計画制度の運用制度方針、最終的には都市計画制度も適用される範囲なので、都市計画区域を想定しておりますが、当然、そういったものを考えていくにあたりましては広島県全域の都市構造ですとか、都市内の、いま言われた地域特性なども踏まえて、都市部から中山間地域まで含めたものを見据えた上で、その中で、では何をどうやっていけばいいのかを考えていく必要があるかと思えます。そういった意味で、いま「ざっくりと」と言われました都市から田舎までを含めたような説明になっておりますけれども、最終的には都市計画区域という想定ではありますけれども、広島県内のもちろん全般を見据えた議論というか検討にはなっていくのかなという気はしております。

2点目は、地区特性が多様化しているということだったと思うのですが、まさにおっしゃるとおりで、個々の市町村、もっと言えば個々の都市計画区域それぞれに、おそらく特性があるものだと思っております。すべての特性を書き上げるのはなかなか難しかったものでございますので、今回は大きく3つの累計という形で整理させていただいておりますけど、これからこれを整理していくにあたっては、最終的には市町における都市計画の中に落とし込まれていくものだと思っております。その中で、全体としてはどう考えるのか、地域の特性をどうミックスさせていくのか、こういったところをこれから市町ともしっかりと協議をさせていただきながら、話を整理してまいりたいと思っております。十分な答えになっていないかもしれませんが、現状では、そういう意味で、全体を俯瞰しながら書かせていただいているということでございます。

○渡邊委員 ありがとうございます。

○藤原部会長 ほかにいかがでしょうか。

○杉原委員 私は環境審議会に参加しておりまして、広島県というのは結構、地域的に特色があって、とてもいい所だと思っております。今のご説明で、広島都市部と地域の中核と、もう少し郊外の方と、こういうふうな感じで並べられますと、何かこう、全く特色が消えてしまって、日本中のどこにでもあるような田舎で、人口減少で、というようなものが浮かび上がってきているばかりなので、非常に残念だなと。そしてコンパクトシティというのもずいぶん



前から叫ばれていたりします。ですので、これからだとは思いますが、これの中で広島らしさ、広島の魅力というものを浮き立たせていくようなところをもっとピックアップしていくのが非常に重要なのではないかと思うのですが、いかがかでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりで、広島県としてどう進めていくのかということを考えながら作っていかねばならないと思っております。ただ、何分、先ほど申し上げましたとおり、すべての市町村という形で分解をしながら進めていくというのは難しいところがあり、今回、合わせれば合わせるほど包括的な表現になってきて、このようになっておりますが、できるだけ個々の市町村の話題なども拾い上げながら、それを広島県としてどう生かしていくのか、こういった視点を持ちながら整理をしていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○杉原委員 さらに、なのですが、都市計画なので、広島県の中の都市が、いかに魅力的な都市になるかというところを目指して計画を立てていく、というような方針でよろしいのでしょうか。

○事務局 はい、まさにそのとおりでございます。

○村田委員 私が、周辺部の庄原で、しかも農業経済をやっておりますので、地域というかそちらをずっと見ておりますと、例えばこういう行政の上位計画などで「コンパクトシティ」とかっていうのを提示されて、中山間地域の中で実際にコンパクトシティ化をすると、その中のさらに周辺の部分がますます暮らしにくくなる、実際、もうそれでAコープすら撤退するとかいうことが起こってしまっていて、そこに住んでいる人たちが買い物できない、まあ交通弱者の話になるのですが、そのような状況が起こるので、キーワードの使い方はできるだけ慎重にしてもらいたいというのが、現場を見ていると正直なところなんです。まとめる上で、こういうふうにまとめるというのはわかるのですが、そのところを、さっき言われた地域特性が特定のキーワードに引きずられないような、何がしかの仕組みか仕掛けなどが可能なのかというところをお話しいたいのですが。

○事務局 コンパクトシティということで集約していけば周辺はどうなるのか、周辺はどんどん寂れていくのか、という話がありますが、これの誤解の意味もあって、いま、最近、「コンパクトプラスネットワーク」という言い方もありまして、当然、既存集落とか古くからの集落がある地域、そこを都市計画として否定するわけではありませんで、そういう地域コミュニティの維持は、当然、大事なことだと思っております。ただ、言われますように、人口減少の中で、すべてのところに全部の都市機能を配置するというのは、当然、無理な時代にはなってくるかと

思います。言われたようにAコープが撤退というのはどうかと思いますが、その都市の規模に応じた都市機能というのは必要だと思います。中心の都市に大きな高次都市機能的なものがある、周辺のところにも身近な日常生活に密着した都市機能が配置されていて、周辺に行くには、先ほど言われた交通弱者対策としてネットワークをいかにするか、交通弱者の方でもそういう都市機能が享受できる体制にしていくという考えでいますので、決して地域コミュニティ、小さな所を否定するものではなく、国の方でも「小さな拠点」という言い方をしていますが、そういったものも生かした県内全体の発展というものを考えていければと、そういう考え方ではおります。

○**渡部委員** 商工会議所の渡部でございます。網羅的な整理をしていただき、その中にたくさんキーワードがございましたが、少し感想めいたことを言います。札幌と広島の比較論的な説明があったのですが、やはり都市中枢部の高次都市機能の集積強化というのは、待ったなしの課題だと認識しております、その中で、広島市は最近、都市の緊急整備地域の申請、指定に向けて整備計画を作られまして、現在取組中だと理解しておりますけれども、広島市と県との連携が、あるのだろうけれども見えてこない部分があって、ぜひとも今後こういった計画を作るときには、連携の視点を掲げてほしいと思うことが一つ。

それから、エリアマネジメントというご説明がありましたが、最近、先進地と言われている大阪の御堂筋へ話を聞きにいった感想では、やはり相当長い間苦勞されてやっと軌道に乗ったところ、ということです。最初のエリアマネジメント組織の運営を、なかなか回らない歯車、大きな重たい歯車を回すのに相当苦勞されて、いま回りだしたということです、歯車を回すときのサポートを県です、歯車を回す視点というのが大事なのかなと思ったので、その辺のところも今後の検討課題として掲げていただければと思います。

○**事務局** まず、広島市との連携というお話がございました。一昨年、広島市と共同で「ひろしま都心活性化プラン」というのを策定しております。これにつきましては、広島市の都心部を、今後、被爆100周年に向けてどうしていくのかということを目指して、広島市の中心部、特に都心部につきましては、中四国を牽引する拠点都市、まあ広島県全体も当然牽引する都市だと、私どもも当然とらえておりますので、できるだけ広島市と協力しながら活性化していきたい、それが県内全域の活性化につながるという認識でございますので、これからはしっかり取り組んでまいりたいと思います。

それから、エリアマネジメント組織の話がございました。この5月にクレドホールで全国エリアマネジメントネットワークの説明会がございました。ここで御堂筋の話などが出されまして、

私どもも聞かせていただきまして、確かにものすごく苦勞して行われているというのも存じ上げております。いま市内では大きく2つの場所、広島駅周辺地区、紙屋町八丁堀地区、こういったところで都心の活性化に向けてエリアマネジメントというのもしっかり活用していこうと。特に駅前地区におきましては、この5月に広島駅周辺地区まちづくり協議会という形で行われておりまして、事務局は広島市なのですが、その中に広島県もオブザーバーとして参加させていただいているということもございまして、こういったエリアマネジメントを活用したまちづくりが進んでいくように、おっしゃるように、確かにかなりの労力、キーマンになる方を見つけながらやっていくことになろうかと思うのですが、粘り強く取り組んでまいりたいと思っております。

○藤原部会長 ほかにいかがでしょうか。

○西名委員 広島の、先ほどの杉原委員の話もあつたのですが、地域性、地域の特徴みたいなものをどういうふうに打ち出していくのかという点では、それをもうちょっと認識的にすべきだということもあるのですが、もう一つには、その魅力のようなものを担っていく人間、人的資源というか、その辺、まあ都市計画だからあまり関係ないということになるかもしれませんが、これからは逆にそれが重要になるのではないかと思うのです。住民参加型のまちづくりであるとか、いろいろな地域の担い手、コミュニティの存続などにおいても、ますますその地域の人たちの役割とか責任というのが大きくなっていくのだろうと。そういう意味では、例えば資料にもありましたが、いろいろなボランティアなどに参加する人の数がどんどん増えているという状況があつて、これはいいことなのだろうと思ったのですが、一つはその辺の増加傾向について、どういうところが理由になるのか、どこかが旗を振ってやっているのかというようなこと、あと、まちづくりとか住民参加といったことの視点からでも、積極的な展開をこれまでやっていらっしゃるのかどうか、そういったことについてお尋ねできればと思います。

○事務局 いま増えている状況の原因は何かというところでございますが、確たるものを持ち合わせているわけではないのですが、先ほどの資料にありましたように、国民全体のまちづくりへの意識が高まっているというところ、これは聞いた話などで申し訳ないのですが、例えば東日本大震災などを契機に絆が、というところで、自分のまちに対して愛着を持ったり、自分たちで物事を進めていくという思いも強くなってきていると聞いたこともございます。昨今、先ほどもちょっとご説明させていただきましたけれども、すべてのことを行政が支えるというよりは、自分たちのまちをどうやって作っていくのかということで、やっていこうと思うと、まず自分たちが動かなければいけないと思っている方も増えてきているのではないかなと思っ

ております。そうしたところを支えるための仕組みづくり、というところでは、先ほどエリアマネジメントという話をちょっとさせていただきましたが、やはり最後は住民の方が自分たちで活動していただくことを前提にしながら、行政とすればできるだけ、旗を振るというよりは下支えという格好で後押しする形がかかわっていくのがいいのかな、というふうには思っております。全部が全部、行政がお膳立てしてということではなく、なるべく住民の方が主体となって動ける環境を作っていくという形で関与していければなと思っております。そういう形で、このエリアマネジメントを進めてまいりたいと考えております。

○西名委員 エリアマネジメントというのは一つの形なのだろうけれど、いろいろな形があってもいいように思うのです。その辺のおじいちゃん、おばあちゃんとかでも参加していただけたら、意識を高めていただくことが可能な仕掛け、様々な観点からご検討いただければいいなと思います。

○事務局 ありがとうございます。そういった視点でもちょっとこれから検討の中で取り組んで、やってまいりたいと思います。ご意見、ありがとうございます。

○藤原部会長 ありがとうございます。どうぞ。

○平谷委員 市町の首長ということで私一人が出てきているので、感想は、広島県は全国一、市町村の合併が進んだまち。それを主導してきたのが広島県。それをまずしっかり認識していただきたい。それでどういった状況になっているかという、国全体からいうと東京一極集中、県全体からいうと県庁所在地に一極集中している。そして人口減少を抱えた周辺の土地とか合併した市町があるということの認識の上で、新しい時代の広島を作っていく都市計画とはどうあるべきか、とかいうことでないと、多分、市町はそれぞれ事情を抱えているので、その都市計画によって独自のまちづくりが展開できるということで、相対的な尺度で言うと、いわゆる札幌広島福の中で広島はどうかというようなことばかり言って、じゃあ高次機能がないからそれを作るために、そこにお金をかけるのかといたら、それ以外の市町は「そんなことしてもらったら私らはどうするか」といったことになるので、その辺りのこともしっかり踏まえた中で、各市とか町が独自の都市計画を利用して、それぞれのまちづくりが想像できるようなものをテーマとして出していただければいいな。必然的に市や町が置かれている状況が違うので、さっき村田委員が“Aコープがなくなった”と言われましたが、尾道の商店街の、60年前からにぎやかにやっていたスーパーが閉店しなければいけないような状況にもなっています。尾道の中心市街地のど真ん中でもそんなことが起こってくる。例えば、今のように駐車場がたくさん増えて、土地の高度利用がなくなったといっても、車社会だったら駐車

場不足が解消するのだからすごくいいじゃないですか、という視点にもなる。だから一律の考え方ではなくて、それをどうしていくかというのを、合併を主導してきた、今ある自治体が、柔軟に対応できて、将来的にはどうしても、いわゆる公共投資をおさえながらということになると、コンパクトである方がいいとか、あるいはそれをネットワークでつなぐとか、そこにいわゆるGSMとか、モビリティがあるとか、自動運転があるとかということ、巧みにそういった時代の中で県が主導性を発揮していただくことになる方が、私のスタンス、首長を代表した私の立場として、ちょっとそういった意見を述べさせていただきます。それぞれ皆さん事情があるので、そういったのがいいのではないかという意見です。参考にさせていただけたらと思います。

○事務局 ありがとうございます。いまおっしゃっていただきましたように、これまで合併をしてきたということも踏まえながら、今後の将来の見込等を踏まえて、しっかり市町村の柔軟なまちづくりにも対応できるようなことを念頭におきながら、これからの検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○藤原部会長 平谷委員会から、質問というより貴重なご意見をいただいたのですが、どちらかというと都市の課題と潮流から踏み出て、都市の将来像の設定についてのご意見だったと思います。

ちょうど切替えタイミングとしてよかったので、もう少し時間を取ります。今度は都市の将来像の設定の方で、何かお気づきの点とか、いまのように、もうちょっと歴史を考えながら視点をとらえるべきだといったご意見などがあれば、ぜひうかがいたと思います。いかがでしょうか。

#### (4) 広島県における都市の目指すべき将来像について

○杉原委員 「目指すべき将来像」のところですが、その前の現状のところから、結構ネガ(ネガティブ)なものが挙げられてきていて、それで将来像といわれたら、何かネガな考えになってしまうので、ポジ(ポジティブ)なものを浮かび上がらせた現状というものを出示いただいて、そして将来像につなぐというのもいいのではないかと思います。あと、尾道とか、人口が増えて“いけいけ、どんどん”の東広島市みたいに、市町の中でも特異的なことをいかして活性化しているところもあるかと思いますので、そういう、各地域が自分のところの特色が生かせるような将来像の描き方ということにもっていければいいのではないかと思います。

○事務局 ありがとうございます。おっしゃるとおり、少しネガティブなものが多いかなという気はします。しっかり広島県としての強みを生かしながら作っていくと、最初に杉原委員がおっしゃるように、よそと比べた広島ならではのものも出てくるかと思しますので、そういったことも参考にしながらやらせていただければと思います。

それから、活性化していくための各地域の特色、こういったところは特に、活力を生み出すとか、魅力あふれるとか、そういったところに出てくる場所もあるかと思えます。各市町の状況を踏まえながら整理していければと思っております。

○平谷委員 各自治体はそれぞれ特色があるという話の中で、最近、本当にそうだなと思うことがあります。例えばマツダは独自路線を追求すると。果敢に挑戦し続けて持続成長すると。マツダはおそらくトヨタにはなれない、けどマツダはマツダの独自路線を追求する、ということがあります。だから、広島県は、広島県としての独自路線はどこに求めているのか。都市計画をしながら、広島としてどういった個性を出そうとしているのかということが、そこに住んでいる者にとっては「よし！」というような気持ちになれるので、逆に広島が、例えば福岡を目指すのか、あるいは仙台を目指すのかとか、それは例えば大学の構造からしても非常に難しいでしょう。だからそれを、いつも同じようなところで展開するのではなくて、そういった視点でやっていくことが、例えばカーブでもそうだと思いますし、サンフレッチェもそうだと思うし、それぞれの与えられた資源等の中でがんばっているから逆に応援してもらおうという、そういったようなことも、当然求めてくるものは個性的なものだと思いますので、そのような都市計画を広島県が作っていただいて、それで「よし！」と皆の市の長や関係者になるように、ポジティブにいくようになればいいなと思います。

○藤原部会長 はい。なかなか難しい話だとは思いますが、色を出すというのは確かに重要な話だと思いますので、この部会の中の、検討の大きな軸足にしていくべき論点かなと思います。

ほかに、将来像についていかがでしょうか。

○太田委員 いままでの先生方のご意見をうかがっていて、都市の目指すべき将来像、資料6にざっと並んでいるのを見ると、「安全、安心に暮らせる」というのが赤くなって(強調されて)います。広島県が、土砂災害警戒区域が全国一多いのではなかったか。やはり安全・安心というのは、区域を超えて、都市であろうと山間部であろうと、共通して皆がイメージできる、もちろんそのあり方は違うのですが、川に近いとか、山津波が来そうとか、そのようにちょっとバリエーションがあるにしても、そこを主軸、ある意味ピンチをチャンスに変えるということでもあ

りますし、広島の特徴はこの土砂災害警戒区域日本一なところを安全・安心に暮らすということで、そこを主軸、一つの柱にして、どこのまちづくりもそこを主軸にしてやると。というのが、広島というのをローマ字の「HIROSHIMA」と考えたとき、やはり平和都市ですので、そこからの復興ということが非常に海外のお客さんのイメージ、非常にいいイメージを持って帰られるというのは、その地域的な接客態度がちょっとマイナスだとしても、素晴らしい復興をしたと考えて帰っていただける、やはりそれがHIROSHIMAというローマ字のイメージだとしたら、そこにもつながるところがあると思うのです。安全・安心という防災的な基盤が一つできて、まちづくりができていったら、そこから派生して、地域づくりや地域の活性化などになるかなど。私は広島に生まれて育って、外に出て、やはり広島は住みよいなと思って住んで、戻ってきて、広島で働いております。だから、そこから見ても、やはり安全・安心、復興、平和というのが一つのキーワード、それから広島市だけではなく広島全域になるかなど思っております。ご参考になれば。

○藤原部会長 ほかにいかがでしょうか。

○村田委員 急速に進む人口減少で都市間競争が激化する、という部分があります。これ、人口が減っている中で、少なくなったパイをむしり取りあうようなニュアンスにとれるのですが、実際のところは、ではそれで本当に勝てるのかという問題と、もう一つその対抗軸というか、そこに住んでいる人がいなくなるらない、あるいは少しずつゆっくり増えていくという路線をちゃんと打ち出すことが、人口を確保し続ける要になると思います。そのところで、子育てがしやすいとか、いい教育が受けられるとか、資料にはそれが減っているとあったのですが、生活のしやすさだけではなく子育てしやすさ、それが広島市だけでなく芸北、備北、中山間地域でも、広島市と何ら遜色がないような子育てができますよ、というようにすればそこに人が居続けますし、これも資料にあったとおりで、人がいれば日常生活、さっきのAコープもなくならずにすむわけですね。ですから、そういう形での都市計画の中で、暮らしをどうやって維持し続けて、それによってどうやって人口を微増させていけるのかというような視線がもうちょっとあると、本道からは外れるのかもしれませんが、そういった形で計画が立てられるといいのではないかと考えています。

○藤原部会長 いい話が出てきているので、次の議案につながりそうです。ほかにいかがでしょうか。

○渡邊委員 2つ話します。まず1つめ。先ほどからネガティブ、ポジティブの話があったのですが、「健康」というキーワードをどこかに入れられないかなど、ずっとさっきから考えてい

て、例えば「安全・安心に暮らせる」のところに、「日常生活機能が維持された、だれもが安心して暮らせる…」ところですが、「だれもが“健康で”安心して暮らせる」とか、何かそういったもう少し前向きなキーワードが入れば少し雰囲気が変わるのかな、というのが一つあります。

もう一つは、いまの議論とも関連するのですが、「活力を生み出す」のところに、広域連携中枢都市圏の話が書いてあります。これはもちろんおっしゃるとおりですが、ちょっと「中四国発展」というのはいきなりすぎるかなと。その前にまずは県全体をリードしようよ、みたいな。中枢都市圏は、広島県のエンジンであることは間違いないので、エンジンがしっかり機能することによって県全体が元気になり、ひいては中四国地方が発展する、みたいな、何かそういう展開の方が、県全体のというところで少し影響が出てくるかな、そういうのが少し強められるかなと思いました。

○藤原部会長 まだいろいろあると思いますけれども、今日は、都市の目指すべき将来像をこれから固めていくための頭出しという側面が強くて、まず、ネガティブという話がありましたが、いま我々が抱えている問題は何かというのを冷静に見た上で、こういう方向にもっていったらいいのではないかという、事務局で考えた案を出していただいたところです。

これから部会が第2回、第3回となっていくにつれて、より細かい話、あるいは包括的な調整の仕方みたいなところが出てくると思います。次回は、あとでアナウンスがあると思いますが、お気づきの点で、今日ご発言いただけなかった点があったとしても、事務局に逐次情報をいただけたら次につながると思いますので、そのような形で、割とオープンな雰囲気で進めていけたらと思います。

ここで、「都市の目指すべき将来像」のところまでの議論については終わらせていただきたいと思います。かなり包括的かつバラエティーに富んだご意見をいただきましたので、事務局で整理をして、それを次の部会の案として提示できるように作業を進めていきたいと思っています。

私も、広島大学にいと、全国から来る人は「ええとこやね」と言われます。「ええとこやね」という理由は、「瀬戸内の料理はおいしい」といきなり飛ぶんですね。西条の話ではなくて。ですので、例えば瀬戸内の魅力といったときに、広島県は隣の県とどういう連携を取るのか、みたいなところが当然問われるので、そういった意味で広く見なければいけないということ。それから、健康の話が最後に出たからよかったのですが、やはり「人生100年の時代を見据えた準備が早い県」というのが結構キーワードになるような気がするので、そういうところもあったと思います。



あまり言うと叱られるのですが、結局、コンパクトプラスネットワークというのは、コストのかけ方をどうするかということで強迫観念があって、人口が減るのだからできるだけ効率化をし、というようなところが、裏で、言葉に出さないまでもあるように思うのです。せっかくなので、結論はどうなるかわかりませんが、それを否定してみるというのもあって、縮む社会を何となく無条件で受け入れてしまっているようなところがないだろうか、広島県はそれでいいのだろうか、もしかしたら「縮まない」というふうには言えないだろうか、という気もするので、わかりませんが、都市計画法はご存知のように広がることを考えた法律で、縮まることは想定していない時代に作られた法律ですので、あまり得意じゃないのですね。得意じゃない縮む時代に、都市計画法をいろいろいじってなんとかすることも一つですけれども、縮まないように広げる方向でやるというのも一つあるかもしれない。これは現実的かどうかわかりませんが、そういうような発想も踏まえた上で、次回にちょっと案を絞らせていただいて、委員の方々に引き続きご意見をいただききたいと思いますが、皆様、そのような進め方でよろしいでしょうか。

(委員、同意)

ありがとうございました。

それでは、事務局に宿題が残りましたが、すいませんが次回までに準備の程をよろしく願いいたします。

ここで一旦、事務局にお戻しします。

○司会 承知いたしました。いただきましたご意見については、整理させていただきまして、部会でまた示させていただきます。

なお、本日お配りしております資料の中に、参考資料4があるのですが、こちらは次回の第2回部会においてご検討いただきたいと思っている資料でございます。作成途中のもので大変申し訳ございませんが、お持ち帰りいただいて、参考にさせていただければと思っております。

次回の部会については、8月末に開催させていただきたいと考えております。委員の皆様には後日ご案内をさせていただきます。

### 3 閉会

○藤原部会長 それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきたいと思  
います。活発なご意見をありがとうございました。

○司会 皆様、本日はありがとうございました。

閉会 15 : 53